

## 堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局決裁規程（昭和43年水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項の表局次長の項中「所管の担当課長」を「担当の部理事」に、「担当の参事、総括参事役又は参事役」を「所管の担当課長」に改める。

別表第1項第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第54号までを1号ずつ繰り上げ、同表第12項第36号中「平成6年条例第4号」を「令和7年条例第31号」に、「に基づく」を「の規定の例による」に改める。

### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。